

- 被害が広がる“次々販売”!!
- 消費生活モニター通信
- パロマ工業(株)製瞬間湯沸器について



なす

(レシピは中のページにあります。)



発行/福井県生活安全課・福井県消費生活センター

被害が広がる“次々販売”!!

◇◇ 高齢者、判断不十分者を家族、地域で守ろう! ◇◇

【次々販売とは…】

一人の消費者に、次から次へと契約をさせるような問題のある販売方法のことです。同じ業者が繰り返し訪問して「お得意様」として次々に契約をさせる場合もあれば、個人の契約情報が別業者に流れて、複数業者から次々に勧誘を受け、多重契約に陥るケースもあります。

平成17年4月から今年6月末までに、県消費生活センターに寄せられた苦情相談の中で、この「次々販売」にあたる事例は85件ありました。この内、契約者の約6割にあたる54件が60才以上であり、認知症などの判断不十分者の契約も10件ありました。相談の多い契約商品としては羽毛布団などの寝具類、健康食品、呉服類となっています。

【家族が気づいた多重契約の事例】

《相談事例》

年末に実家へ帰ったら、複数の契約書と手をつけていない呉服や布団がいくつもあった。3年位前に、一人暮らしの母親宅に業者が訪問し、呉服の展示会に連れて行かれ、その場で高額な着物を契約させられた。それから何度も誘いがあり、強引に契約させられたようだ。母親は高齢で、過去の契約状況をあまりよく覚えていない。信販会社から支払い督促の通知も何通も届いている。とても支払えないが何とかならないか。

(相談者40代男性)

《交渉状況》

一つ一つの契約書と商品を確認しながら、契約者と相談者から、覚えている限りの契約状況を聞いた上で、販売店には次々販売等の問題点を、信販会社には加盟店管理責任と過剰与信の問題点を主張して、現在、交渉を重ねています。しかし、最初の契約から年数を経ていることや当事者が販売状況を覚えていないことで交渉は難航しています。

【問題点とアドバイス】

- ①支払いが滞った時点で、ようやく家族からの相談というケースが多い。
対策：一人で悩まず、なるべく早く家族、近所の人などに相談する。
- ②契約者が高齢者、あるいは認知症など判断不十分者の場合、契約状況が把握できない。
対策：「成年後見制度」(※1)や「地域福祉権利擁護事業」(※2)を未然防止策として活用する。
(※1)成年後見制度：判断不十分者を、契約トラブルなどから保護支援する制度
(※2)地域福祉権利擁護事業：高齢者や障害者の方に対し金銭管理の援助などをし、その生活を支援する事業
- ③業者の顧客情報が、カモリストとして他業者に流れる恐れがある。
対策：悪質な訪問販売業者の出入りを自由にさせないよう、家族間、あるいは地域で守るよう心がける。



消費生活モニター通信

今回は、高校生モニターと一般のモニターさんからいただいた「消費生活モニター」の連絡をご紹介します。と思います。
()はモニターがお住まいの市町です。

架空請求のハガキについて

家に「何月何日までにお金を払ってください。払わない場合は、裁判をおこします。」という身に覚えのないハガキが届きました。結局、お金は払いませんでしたが、知人の家にも、まったく同じハガキが届いていました。どうしたら、いいのでしょうか。
(坂井市)

インターネットや携帯の有料サイトなどの料金が未納であるなどと、さまざまな名目で身に覚えのない料金を請求するものを「架空請求」といいます。「架空請求」については、県の消費生活センターにもハガキやメール、封書が届いたという相談が多く寄せられています。(県消費生活センターのホームページでも架空請求を行っている事業者名の情報を提供していますので、参考にしてください。)

「架空請求」が届いても

- ① 覚えがなければ、無視する。
 - ② 自分から連絡しない。
 - ③ 最寄の消費生活相談窓口へ相談する。
 - ④ 取立てを受けたときは、警察に連絡する。
- ことが大切です。



ワンクリック料金請求

普通の画像サイトを見ていて、アドレスをクリックしたら、突然アダルトサイトにつながり、「登録完了しました。」と出てきて、6万円を請求されました。心配でしたが、放っておいたところ、それからは、催促のメールも来ませんでした。このことがあってから、アドレスを開くときは、十分気を付けています。
(坂井市)

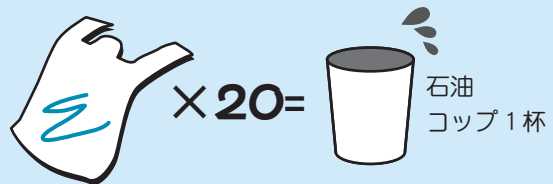
パソコンや携帯電話を利用して、何らかの項目をクリックしたら、突然アダルトサイトにつながり、高額な料金を請求されるというケースがあります。実際に有料だと認識して利用すれば、支払うのが原則ですが、アクセスただけで契約が成立しているとは言えません。この場合、請求されたからといって、驚いて支払わないこと、また、個人情報盗み取られる場合もあるので、サイトへのアクセスは慎重にすることが大切です。対処方法が分からないときは、県の消費生活センターに相談しましょう。

レジ袋の有料化について

先日、近所のスーパーに行ったら、レジのところに「レジ袋が有料になるかも?!」というようなことが書いてありました。もし、本当に有料になってしまったら…という思いもありますが、地球をきれいにしていくためには、良い案だと思います。
(坂井市)

レジ袋は、お店で買い物をしたときに使う袋ですが、毎日もらっていると、すぐにたまってしまいます。もし、ゴミ袋などに利用したとしても結局はゴミになります。

たとえば、レジ袋20枚でコップ1杯の石油を節約できます。
これを1人当たり1年間に換算すると、1升ビン約2本にもなります。
また、ゴミの量自体も減り、燃やした時のCO₂も削減できます。
お買い物は、できるだけマイバッグを持って行きましょう。



パロマ工業(株)製瞬間湯沸器について ~悪質業者による訪問販売にも注意を~

パロマ工業(株)が昭和55年4月から平成元年7月までに製造した瞬間湯沸器で、一酸化炭素中毒事故が発生しています。以下の型式の製品をご使用の場合は、ただちに使用を中止し、専用相談窓口まで連絡してください。

また、パロマの社員を詐称するなどして、瞬間湯沸器の交換などを強要する悪質な事業者が出てくる可能性がありますので、十分ご注意ください。

<型式>PH-81F、PH-82F、PH-101F、PH-102F、PH-131F、PH-132F、PH-161F

<専用相談窓口>株式会社パロマ 電話 0120-314-552

*型式は平成18年8月1日現在で確認しているものです。最新の情報は、パロマ工業(株)のホームページ(<http://www.paloma.co.jp>)もしくは専用相談窓口でご確認ください。

問い合わせ先 県安全環境部生活安全課

醤油はキャップでランクがある！？

知人から「醤油はキャップでランクがある」ということを聞きました。赤・緑・黄色・金などがあり、金が一番いいとのことでした。しかし、先日、別の知人から「醤油はキャップでランクがあるというのは、間違った情報である」と聞いたのですが…。(越前市)

日本農林規格(JAS規格)では、醤油を「特級」「上級」「標準」の3段階に分けており、キャップの色で分けるという決まりはありません。醤油を選ぶときは、表示をよく見て、調理法や我が家の味に合ったものを購入しましょう。

果物のバラ売りについて

先日、スーパーへ行ったら、甘夏かんのバラ売りをしていました。通常は、袋売りなので、早速、バラ売りのものを買うことにしましたが、よく見ると1個ずつビニール袋に入っているのです。この袋は、過剰包装だと思います。無駄なものは、出来るだけ省いて少しでも価格を下げて欲しいと思いました。(福井市)

なぜ個包装が必要なのかお店の方に質問するなどして、消費者の意見をお店に伝えてみましょう。

「福井の暮らし」について

消費者トラブルに遭わないようにと、出会った人や会合の時に「福井の暮らし」を配布させていただいています。その中で、これは区民の人、皆が知ってほしいと思ったものがありましたので、区で回覧してもらいました。1人でも多くの方の目に情報として入るようになってほしいと思っています。(おおい町)

配布していただき、ありがとうございます。今年度は、毎月20,000部発行しておりますので、今後もお愛読ください。

消費生活関連イベント(平成18年9月)

日時	イベント名	開催場所	問合せ先
7日(木) 10:00～12:00	消費者講座 「定年後のライフスタイル」	県民会館 205号室	(社)ふくい・暮らしの 研究所 (0776)27-0626
8日(金) 13:00～15:00	講師：(財)生命保険文化センター 松坂 潤二朗氏 嶺南消費生活センター	嶺南消費生活センター	
15日(金) 10:30～13:10	とれたてふくいの市 今が旬のふくい産の野菜やさかな、山菜 や惣菜などが勢揃い	福井市ガレリア元町 (ガレリアポケット周辺)	県農林水産部販売開拓課 (0776)20-0421
16日(土) 13:30～15:00	消費者講座 「消費者被害の防止に向けて ～消費者契約法の一部改正って?～」 講師：さくら法律事務所 三田 恵美子氏	県民会館 701号室	(社)ふくい・暮らしの 研究所 (0776)27-0626
23日(土) 14:00～15:40	金融経済講演会 「豊かな社会へのシナリオ」 講師：早稲田大学大学院 教授 野口 悠紀雄氏	県教育センター大ホール	福井県金融広報委員会 (0776)22-4495
26日(火) 13:00～15:00	消費者講座 「ローン・クレジットを利用する際の留意点」	嶺南消費生活センター	(社)ふくい・暮らしの 研究所 (0776)27-0626
27日(水) 10:00～12:00	講師：全国銀行協会 小林 健氏 県民会館 205号室	県民会館 205号室	

※「消費者講座」は、福井県が(社)ふくい・暮らしの研究所に委託して実施しています。

旬なす 『なすとじゃがいもの 簡単グラタン』



～ 材 料 ～ (4人分)

なす 6本
ピーマン 2個
じゃがいも 2個
パスタ用ミートソース 1袋
とろけるスライスチーズ 8枚
サラダ油 大さじ5
パン粉 適量 バター 適量
パセリ 適量



～ 作 り 方 ～

- ① なすは1cm幅、じゃがいもは5mm幅の輪切りにし、水につける。
- ② ピーマンは5mm幅の輪切りにする。
- ③ フライパンに油を熱し、水気をふき取ったなすを焼く。
- ④ じゃがいもを耐熱皿に重ならないように並べ、ラップをしてレンジに5分30秒かける。
- ⑤ レンジにかけたじゃがいもとミートソースを混ぜる。
- ⑥ グラタン皿に、なす→じゃがいもとミートソースを混ぜたもの→なす→ピーマン→チーズ(小さくちぎったもの)の順に重ねる。最後にチーズ、パン粉、バターをのせ、220度で5分ほど色づくまで焼く。
- ⑦ パセリのみじん切りを飾る。

※ごはんを入れてドリア風にしたたり、枝豆を入れても美味しいです。

価格の動き

県調査結果 ※石油製品については、(財)日本エネルギー経済研究所 石油情報センター調査

● 17年
● 18年

福井市消費者物価指数

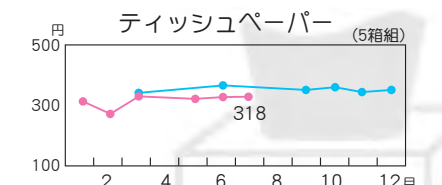
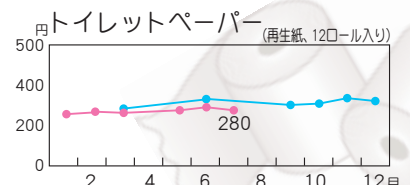
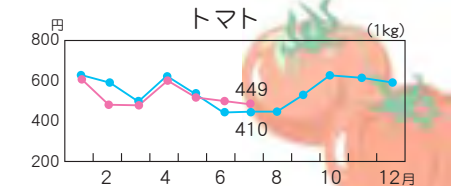
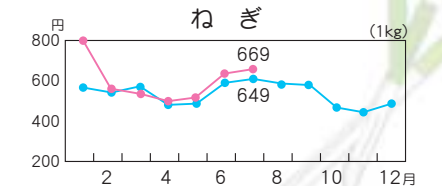
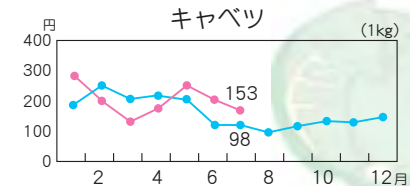
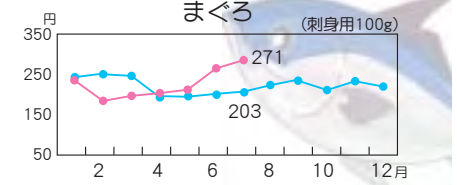
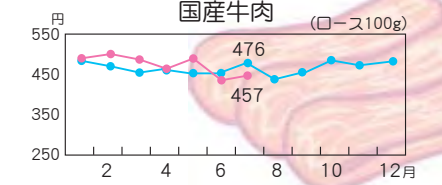
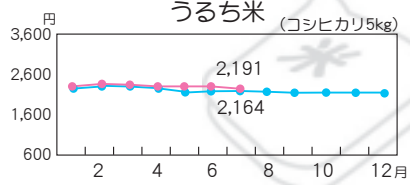
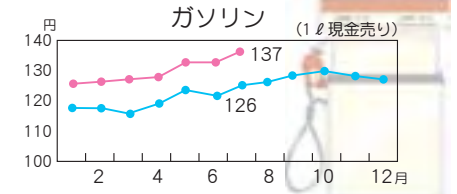
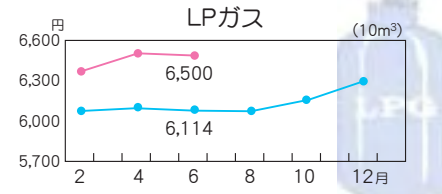
平成18年6月 速報値(平成12年基準)

総合指数 97.8

前月比 (-)0.3%

前年同月比 (+)0.8%

※福井県情報政策課調べ



近年の原油価格の高騰を受けて、今後ティッシュペーパーやラップなどの小売価格にも影響が出ることが予想されます。今後は、価格動向に注目するとともに、今一度日常生活を見直すなど生活必需品の利用について節約に努め、消費者として冷静な行動に心掛けましょう。

「福井県金融広報委員会ホームページ」開設しました！

URL <http://www3.boj.or.jp/fukui/shiruporuto/>

昨年来、ゼロ金利政策の見直し、ペイオフ全面解禁、金融商品取引法の成立など金融環境が大きく変化する中、福井県金融広報委員会は、福井県・福井財務事務所・日銀福井事務所が中心となって、中立公正な立場から生活に役立つ金融情報を発信しています。



消費生活のご相談は... (個人情報苦情相談も受け付けています。)

福井県消費生活センター

☎ 0776-22-1102 FAX 0776-22-8190
〒910-0005 福井市大手3丁目11-17(県民会館2階)

福井県嶺南消費生活センター

☎ 0770-52-7830 FAX 0770-52-7831
〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(つばき回廊業務棟3階)

(受付時間 9:00~17:00 土・日曜日にも相談を受け付けています。)

[福井県消費生活センターホームページ](http://info.pref.fukui.jp/seikatu/shohic/) <http://info.pref.fukui.jp/seikatu/shohic/>

※市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。



物価に関するご意見・ご質問は・・・0776-20-0287 (生活安全課へ)
☎ 910-8580 住所記入不要